

石川県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 38 号)

目 次

訓 令
○石川県処務規程の一部改正

(行政経営課) 1

訓 令

石川県訓令第 7 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程 (昭和33年石川県訓令甲第 9 号) の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 第 1 号の表部長専決事項の欄第 4 号中「昭和二十七年法律第六十号」を「平成十六年法律第六十八号」に改め、同号 1 中「裁次等」を「裁次」に改め、同号に次のように加える。

2 第九条第一項の規定による審理員の指名

別表第 1 第 1 号の表部長専決事項の欄中第 17 号を第 18 号とし、第 5 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

五 行政不服審査法施行令 (平成二十七年政令第三百九十一号)

1 第一条第二項の規定による審理員の指名の取消し

別表第 1 第 2 号の表総務部長専決事項の総務課の欄第 2 号中 4 を削り、5 を 4 とし、6 を 5 とし、7 の前に次のように加える。

6 第六十条第一項 (第六十四条第五項で準用する場合を含む。) の規定による措置命令

別表第 1 第 2 号の表総務部長専決事項の総務課の欄第 2 号 7 中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「各号」を削り、同号中 7 を 8 とし、6 の次に次のように加える。

7 第六十条第九項 (第六十四条第五項で準用する場合を含む。) の規定による役員の解任の勧告

別表第 1 第 2 号の表総務部長専決事項の総務課の欄第 3 号 1 中「まで」の下に「(第六十条で準用する場合を含む。)」を加え、同表総務課長専決事項の欄第 1 号中「石川県公印規程」の下に「(昭和二十九年石川県訓令第二十二号)」を加え、同欄第 2 号に次のように加える。

2 第六十二条第一項 (第六十四条第五項で準用する場合を含む。) の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第 1 第 2 号の表総務部長専決事項の税務課の欄第 2 号 1 中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同表税務課長専決事項の欄第 8 号を削り、同欄中第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表総務部長専決事項の市町支援課の欄第 8 号 1 を削り、同号 2 中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の二十八第四項」に改め、同号 2 を同号 1 とし、同号 3 中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の二十八第五項」に改め、同号 3 を同号 2 とし、同号 4 中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の二十九第一項」に改め、同号 4 を同号 3 とし、同表市町支援課長専決事項の欄第 1 号 2 を次のように改める。

2 第二百五十二条の二の二、第二百五十二条の六、第二百五十二条の六の二、第二百五十二条の七、第二百五十二条の七の二、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十六の二の規定による協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び事務の代替執行に関する届出の受理

別表第 1 第 2 号の表市町支援課長専決事項の欄第 1 号 3 中「第二百八十六条第一項」の下に「及び第二百八十六条

の「第二項」を加え、同号4中「第二百八十六條第二項」の下に「及び第二百八十六條の「第二項」を加え、同号5中「第二百八十八條」を「第二百八十六條の「第四項及び第二百八十八條」に改め、同欄第7号1を削り、同号2中「第三十條の二十三第二項及び第三十四條の「第一項」を「第三十條の三十九第一項」に改め、同号2を同号1とし、同表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

十 健康増進法(平成十四年法律第百三三号)

- 1 第三十二條第一項の規定による食品の表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告
- 2 第三十二條第二項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨との命令
- 3 第三十二條第四項の規定による内閣総理大臣への通知

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の健康推進課の欄に次の1号を加える。

十三 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)

- 1 第六條第五項の規定による診療所の指定の取消し
- 2 第七條第一項及び第二項の規定による届出の勧告及び公表
- 3 第二十八條の規定による勧告及び命令

別表第1第2号の表健康推進課専決事項の欄第8号中「(平成十四年法律第百三三号)」を削り、同欄に次の2号を加える。

十三 がん登録等の推進に関する法律

- 1 第六條第一項の規定による届出の受理
- 2 第六條第二項の規定による届出を行う診療所の指定
- 3 第六條第三項の規定による診療に関する学識経験者の団体の協力の要請
- 4 第八條第一項の規定による登録情報の審査及び厚生労働大臣への提出
- 5 第十條第二項(第十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査及びその結果の厚生労働大臣への報告
- 6 第十一條第三項の規定による死亡者情報票の審査及び厚生労働大臣への提出
- 7 第十六條の規定による資料の提出等の協力の要請
- 8 第十八條第一項の規定による都道府県がん情報等の提供及び同條第二項の規定による意見の聴取
- 9 第十九條第一項の規定による都道府県がん情報等の提供及び同條第二項の規定による意見の聴取
- 10 第二十條の規定による都道府県がん情報の提供
- 11 第二十一條第一項の規定による厚生労働大臣への全国がん登録情報の提供の請求
- 12 第二十一條第八項及び第九項の規定による都道府県がん情報の提供等並びに同條第十項の規定による意見の聴取
- 13 第二十二條第二項及び第四項の規定による意見の聴取
- 14 第二十四條第一項の規定による権限及び事務の委任
- 15 第二十五條第二項の規定による適切な管理のために必要な措置
- 16 第二十七條の規定による助言

十四 がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)

- 1 第六條第二項第九号の規定による指定及び同條第三項の規定による意見の聴取
- 2 第八條第一項の規定による指定及び同條第二項において準用する第六條第三項の規定による意見の聴取

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の欄第7号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 第二十四條第十二項の規定による麻薬小売業者の麻薬の譲渡の許可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第2号中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 第十八條の六第一項の規定による指定保育士養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

三 児童福祉法施行令

- 1 第五條第六項の規定による指定保育士養成施設の指定の取消し

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第1号中18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第十八条の七第一項の規定による指定保育士養成施設の報告の徴収及び指導

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第2号中1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第五条第三項及び第四項の規定による変更の届出の受理
- 2 第五条第五項の規定による指定保育士養成施設の報告の受理

別表第1第2号の表環境部長専決事項の環境政策課の欄第2号13中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同号14中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同表環境部長専決事項の水環境創造課の欄第3号1中「第四条第一項」を「第四条第二項」に、「認可」を「協議」に改め、同号2中「第二十五条の三」を「第二十五条の十一」に改め、同号3中「第二十五条の七」を「第二十五条の十五」に改め、同号4中「第二十五条の八」を「第二十五条の十六」に改め、同号5から10までの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同表水環境創造課長専決事項の欄第2号1中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同号2から8までの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同欄第3号1中「第十七条の七」を「第十七条の十」に改め、同号2中「第十七条の八」を「第十七条の十一」に改め、同表自然環境課長専決事項の欄第4号中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とし、7を5とし、8を6とし、9を7とし、10を8とし、11を9とし、9の次に次のように加える。

- 10 第二十八条の二第一項の規定による住居集落地域等における麻酔銃猟の許可
- 11 第二十八条の二第六項の規定による麻酔銃猟許可証の交付

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第4号中22を26とし、21を25とし、20を24とし、19を23とし、18を22とし、17を21とし、16を20とし、15を19とし、14を18とし、13を17とし、12を16とし、11の次に次のように加える。

- 12 第二十八条の二第七項の規定による麻酔銃猟許可証の再交付
- 13 第二十八条の二第九項の規定による麻酔銃猟許可証の返納の受理
- 14 第二十八条の二第十項の規定による危険の予防のための必要な措置の命令
- 15 第二十八条の二第十一項の規定による麻酔銃猟許可の取消し

別表第1第2号の表商工労働部長専決事項の労働企画課の欄第1号中5から7までを次のように改める。

- 5 第四十一条の規定による設立認可の取消し
- 6 第四十二条第二項及び第三項の規定による残余財産の帰属についての認可
- 7 第九十条第一項において読み替えて準用する第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項及び第七十四条第一項の規定による認可、選任、報告の徴収又は立入検査

別表第1第2号の表観光振興課長専決事項の欄中「観光振興課長専決事項」を「観光企画課長専決事項」に改め、同表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第1号を次のように改める。

- 1 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)

- 1 第四十二条第二項の規定による農業委員会ネットワーク機構の名称等の公告
- 2 第四十二条第三項の規定による農業委員会ネットワーク機構の名称等の変更の届出の受理及び同条第四項の規定による公告
- 3 第四十四条第一項の規定による業務規程の認可
- 4 第四十四条第二項の規定による業務規程の変更の命令
- 5 第四十五条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可
- 6 第四十六条の規定による休止又は廃止についての許可及びその公告
- 7 第四十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 8 第四十九条の規定による監督命令
- 9 第五十条第一項の規定による指定の取消しの公告

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第2号7を削り、同欄第4号5を削り、同号6中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同号中6を5とし、7を削り、同号8中「遊休農地」を「所有者等を確知することができない農地」に改め、同号中8を6とし、9を7とし、10を8とし、同号11中「12」を「10」に改め、同号中11を9とし、12を10とし、13を11とし、同欄第6号1中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同欄第10号14及び15中「農業共済組合等及び農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に改め、同表農業政策課長専決

事項の欄第1号1を並び、同号2中「第十条第二十四項」を「第十条第十八項」に改め、同号中2を1とし、3を2とし、同号4中「第十一条の三第一項」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同号4を同号3とし、同号5中「第十一条の三の二ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同号5を同号4とし、同号6中「第十一条の四第一項及び第三項」を「第十一条の十七第一項及び第三項」に改め、同号6を同号5とし、同号7中「第十一条の八第一項及び第三項」を「第十一条の四十二第一項及び第三項」に改め、「又は廃止」を並び、同号7を同号6とし、同号8中「第十一条の十四第一項及び第三項」を「第十一条の四十八第一項及び第三項」に改め、「又は廃止」を並び、同号8を同号7とし、同号9中「第十一条の十五の三第一項及び第三項」を「第十一条の五十一第一項及び第三項」に改め、「又は廃止」を並び、同号9を同号8とし、同号10中「第十一条の十七第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改め、同号10を同号9とし、同欄第2号1中「第三十二条第五項」を「第三十二条第五項ただし書」に改め、同表農林水産部専決事項の農産物検査課の欄に次の1号を加える。

十 農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号)

- 1 第五条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号。以下この号において「法」という。)第二十一条第二項の規定による業務規程の変更の命令
 - 2 第五条第一項第九号の規定により知事が行うこととされた法第二十一条の規定による適合命令
 - 3 第五条第一項第十号の規定により知事が行うこととされた法第二十三条の規定による改善命令
 - 4 第五条第一項第十一号の規定により知事が行うこととされた法第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消し
 - 5 第五条第一項第十二号の規定により知事が行うこととされた法第二十四条第二項の規定による業務停止命令
- 別表第1第2号の表農産物検査課専決事項の欄に次の1号を加える。

十四 農産物検査法施行令

- 1 第五条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた農産物検査法(以下この号において「法」という。)第十六条の規定による不正受検に対する処置
- 2 第五条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第一項の規定による検査機関の登録
- 3 第五条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第十七条第七項又は第八項の規定による届出の受理
- 4 第五条第一項第四号の規定により知事が行うこととされた法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定による検査機関の登録の更新
- 5 第五条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第十九条第二項の規定による検査機関の変更登録
- 6 第五条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第二十条第三項の規定による農産物検査の報告の受理
- 7 第五条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた法第二十一条第一項の規定による業務規程の届出の受理
- 8 第五条第一項第十三号の規定により知事が行うこととされた法第三十条第一項の規定による報告の徴収
- 9 第五条第一項第十四号の規定により知事が行うこととされた法第三十条第二項の規定による報告の徴収
- 10 第五条第一項第十五号の規定により知事が行うこととされた法第三十一条第一項の規定による立入調査
- 11 第五条第一項第十六号の規定により知事が行うこととされた法第三十一条第二項の規定による立入調査
- 12 第五条第一項第十七号の規定により知事が行うこととされた法第三十二条第一項の規定による申出の受理
- 13 第五条第一項第十七号の規定により知事が行うこととされた法第三十二条第二項の規定による調査及び措置

別表第1第2号の表競馬事業司長専決事項の競馬総務課の欄第2号1中「第十七条の六第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同表競馬事業司長専決事項の競馬業務課の欄第2号1中「第十七条の七」を「第十七条の四」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表競馬業務課長専決事項の欄第1号1中「第十七条の七」を「第十七条の四」に、「第十四条第二項」を「第十条第二項」に改め、同表土木部専決事項の建築住宅課の欄に次の1号を加える。

二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)

- 1 第三十二条の規定による措置命令
- 2 第三十四条の規定による計画の認定の取消し

別表第2保健所長の項第14号中18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13の次に次のよ

うに加える。

- 14 第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理

別表第2土木総合事務所長の項第3号1中「別表十五の項7」を「別表十五の項9」に改め、同項第5号7中「営業所」を「営業所」に改め、同項中第51号を第52号とし、第15号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

十五 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

- 1 第七十六条の六第一項の規定による指定道路区間の指定及び車両の移動等の措置命令
- 2 第七十六条の六第二項の規定による指定道路区間を周知させる措置
- 3 第七十六条の六第三項の規定による車両の移動等の措置
- 4 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用及び障害物の処分

別表第2土木総合事務所長の項に次の2号を加える。

五十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

- 1 第三十条第一項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定
- 2 第三十条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知
- 3 第三十二条の規定による認定建築主に対する報告の徴収
- 4 第三十六条第二項の規定による認定
- 5 第三十七条の規定による認定の取消し
- 6 第三十八条の規定による報告の徴収又は立入検査

五十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)

- 1 第三条第一項(第六条において準用する場合を含む。)の規定による認定の通知
- 2 第八条第一項の規定による認定の通知

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

